

中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ（第6回）

日時 令和7年3月26日（水）

9：59～12：04

場所 中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

午前 9 時 59 分 開会

1. 開 会

○栗山推進官 それでは、少し定刻より早いですが、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第 6 回中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループを開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本ワーキンググループ運営要領第 3 条第 1 項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

運営要領第 4 条第 1 項により、本委員会は公開されております。報道関係の皆様による冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、小沼豊委員の代理といたしまして、松戸市建設部建設総務課専門監の毛利淳二様、白石一尚委員の代理といたしまして、一般社団法人日本建設業連合会労働委員会技能者確保・育成部会賃金・社会保険専門部会座長の相良天章様にご参加いただいております。

なお、楠茂樹委員はご欠席となります。

本日の配付資料の一覧は、議事次第に記載しております。不足がございましたら举手にてお知らせください。

2. 挨拶

○栗山推進官 それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の平田からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○平田局長 おはようございます。本日は、皆様方、年度末の大変お忙しいところをこのワーキンググループに参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政にご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

このワーキンググループは第 6 回を迎えますけれども、その開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

前回まで公共、民間共通の実効性確保策についてご議論いただいたところでありまして、本日は主に公共工事における実効性確保策についてご議論いただきたいと思っております。

公共工事は様々な面で業界の持続可能な発展を牽引する重要な役割を期待されておりました。労務費や賃金の支払いに関しましても、今回の法改正の趣旨を踏まえ、民間工事のモデルとなるような先駆的な取組を増やしていく必要があると考えております。

一方で、公共工事は、その原資が公金、税金であるということから、予算の統制や透明性、公平性の観点から、国民の皆様にご疑念を持たれないような、信頼していただけるような適切な運用が不可欠であると考えております。

また、特に地方公共団体におきまして、技術系職員をはじめとする職員の不足は深刻な状況にもなっております。新しい取組が地方公共団体の過度な負担となり、円滑な事業執行の妨げとならないように留意する必要もあろうかと考えております。

こうしたことも念頭に置きまして、公共工事においてどのように労務費の基準のルールを実装させていくかということにつきまして、各領域の建設業関係者を代表する業界団体の皆様にも主体的にご検討いただければと考えているところです。

ここで今回の労務費の基準の議論に関しまして私が考えていることを少し申し述べたいと思うのですが、建設業行政の歴史を振り返ってみますと、民法の請負契約の修正の歴史、もっと言いますと総価請負契約の修正の歴史と言っていいかと思っております。これについて、関係者の不断の努力によりまして、その時々時代の要請に合わせて、受発注者のリスク負担ですとか役割を修正しながら進化させて、修正総価請負契約とも言うべきようなものをつくり上げてきた歴史というふうに思っております。

このことに関連しまして、今回の労務費の基準ですけれども、処遇改善によって担い手を確保し、建設業を持続的な産業にするということが、建設業界、そして発注者、ひいては国民の利益になるという考え方に基つきまして、請負契約の原則にも踏み込んだ修正を加えて、商習慣も変えようとするものだと理解しております。具体的にもっと言いますと、一旦請負契約を結んだならば、後は基本的に受注者の裁量により仕事をするという請負契約の原則に対しまして、労務費と必要経費については受注者の裁量にも一定の制約をかけて、必ず行き渡るようにしていただきたいねというような形を目指すものだと理解しております。

そういう意味で、ちょっと頭の中でイメージしていただきたいのですが、横軸に時代の変遷、縦軸に請負契約の進化というグラフがあるとすると、仮にこれまでが直線的

な進化だったとしますと、その延長線よりはちょっと上のところを狙っていこうとしているというのではないかと思います。そういう意味で、チャレンジングでもありますし、我々も含め多くの方々にとっては経験したことのない領域であると思います。したがって、少し思考の枠組みを広げて議論する必要があるのかなと考えているところであります。

また、今日は公共工事についての議論でございますけれども、設計労務単価をこれまで引き上げてまいりましたけれども、いろいろな指摘がございまして、設計労務単価ほどには現場の人件費が上がっていないのではないかとといったような指摘もよく受けるところでございまして、実際、厚生労働省の調査とかを見ましても、少しギャップがあるのかなと思っております。したがって、労務単価を引き上げただけで賃金が行き渡るということにはならず、もう少し踏み込んだ対策も必要なのではないかと思っております。

そういう意味で、これからいろいろな対策を考えなければいけないわけですが、現場と乖離した施策は役に立たないし、害にもなるので、慎まなければいけないと思っておりますけれども、これまでの延長線よりは上のところで対策を講じなければ、労務費の行き渡り、ひいては処遇改善による建設業の持続にはつながらないのではないかと思っております。委員の皆様には、現場も踏まえながら、思考の枠組みを広げて建設的な議論をお願いしたいと思います。

なお、本日は、事務局の説明に加えまして、小沼委員の代理でご出席いただいております松戸市建設部建設総務課の毛利専門監から松戸市における賃金の支払い状況を確認・評価する取組について資料をご準備いただいております。お忙しいところを発表のご準備をいただいたことに改めて御礼を申し上げますとともに、本日も闊達なご議論をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

すみません、若干私は話が長くなると詰まる傾向があつて、ちょっとお聞き苦しい点があつたかと思っておりますけれども、今日はよろしく願います。

○栗山推進官 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行は小澤座長をお願いいたします。よろしく願います。

3. 議 事

(1) 公共工事における実効性確保について

○小澤座長 それでは、お手元の次第に基づきまして議事に入らせていただきます。

最初の議題でございますが、公共工事における実効性確保について、労務費・賃金の確認手法についての資料を事務局からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋室長 建設業課の高橋でございます。

それでは、資料1に沿って、労務費・賃金の確認手法について関係する資料のご説明を申し上げます。

まず1ページをご覧くださいと思いますが、労務費・賃金の確認手法について、入口と出口と議論がありますけれども、それについてどうやっていくのか、基本的な考え方ですとか、これまで頂いたご指摘等をどう整理していくかということを経験として整理させていただきたいと思っております。その上で、具体的な取組としてどういったことをやっていくかというイメージをご紹介させていただきたいと考えております。

では、3ページをご覧くださいまして、公共工事と民間工事の契約の違いということでございます。民間工事の場合、事業者を選定して契約するというシンプルな関係でございますけれども、公共工事は入札・契約制度がございまして、様々な手順を踏みます。こうした手順の中で、しっかりと労務費・賃金の行き渡りに関係する仕組みを組み入れていきたいと考えております。

その基本的な考え方は4ページでお示ししております。公共工事は、公金支出の適正性を担保する必要があることから、発注者としては、工事費として支払われた労務費の確認について一定の役割が求められているだろうと考えております。

品確法におきましても、公共工事の品質確保の担い手の育成・確保のために、適正な利潤の確保ということが規定されておまして、国としましても、これまで適正な予定価格の設定ですとかダンピング対策について実施してきたということがございます。

そして今般、担い手3法の改正を受けまして、労務費・賃金の支払いについては取組の強化が必要と考えております。

まずは国土交通省の直轄工事におきまして先駆的なモデル事業を増やしていきまして、こういった取組を地方公共団体さんのほうにもご理解いただいて、展開していければと考えております。

冒頭、局長の挨拶にもありましたとおり、地方公共団体におかれましては、発注担当職

員の不足など、昨今深刻な課題もございます。そういったことも踏まえながら、さらに材工分離のような業界の慣行を変えていくということでもございますので、一定の時間をかけてやっていくことになるかと思っております。法施行が今年の12月に予定されておりますけれども、法施行後速やかに行う取組と、時間をかけて中長期的に目指すべき取組があらうと思っております、そういったことはロードマップでお示ししていきたいと考えております。

5ページでございます。これまでの第1回～第4回のワーキングにおきましても、公共工事に関係してご意見、ご指摘を頂いております。特に5ページの真ん中の「ご指摘事項」ということで①から⑧まで書かせていただいております。例えば①ですと「入札段階における労務費の適正性の確認が必要ではないか」ですとか、材工分離に積算システムの対応が必要ではないか、こういった8つの指摘を整理させていただいて、それぞれ入口、出口、そして関係する施策としてどう整理していくかということをお次の6ページ、7ページで整理させていただいております。

まず入口としましては、入札金額内訳書の確認が改正入契法の規定に基づいて手続として新しくできるものですから、この取組を通じてダンピング的な対応を抑止して、公正な入札をさらに強めていく。中長期的には落札率の上昇が見込まれるのではないかと考えております。

2点目としまして、労務費を確認するための調査ということで、積算システムの改修までの間に労務費のダンピング調査をどうやっていくかということで、取組を強化していきたいと考えております。

続きまして7ページ、出口でございますが、では実際に賃金がどう支払われているかというところに焦点を当てた取組としては、建設Gメンによる確認があるかと思っております。公共工事であっても建設Gメンの調査の対象になり得るものだと思っておりますし、また、Gメンのほかにも、発注者に対しては必要な働きかけを実施していく必要があらうかと考えております。

そして、第4回のワーキングでもご紹介させていただきましたが、コミットメント制度の活用も併せて実施できればと考えておりますし、後ほどご説明しますが、直轄工事での賃金のモデル的取組についても深掘りを進めていきたいと考えております。

続いて8ページは関係する取組として、適正な予定価格の設定ですとか見積期間の確保に関係する施策ということで整理させていただいております、後ほど参考資料のほうで

ご紹介させていただきたいと思います。

予定価格の減額を廃止するという事で、歩切りを徹底的にチェックしていくという事を考えておりますし、これまでこのワーキングでもご指摘いただいております、地方公共団体における独自の歩掛について、実態と乖離することのないように調査して、適正な予定価格の設定を後押しするようなことをやっていきたいと考えております。そして、適正な見積期間の確保についても取組を進めていきたいと考えております。

9 ページで、今後またご議論いただく必要があろうと思っておりますが、ロードマップを書かせていただいております。法施行が 12 月でございます、そこから速やかにやる施策と、最終的に何を目指していくかということでございますけれども、9 ページの右側の「中長期的に目指すべき将来像」ということで我々が今考えておりますのは、まず入口の段階では、いずれ中長期的には見積りにおける材工分離が定着するという事で、入札・契約における労務費が可視化されるということが期待されると考えております。また、入札参加者の方は、ご自身の実態に即して積算単価ですとか工期を算定して、発注者はそこから労務費を確認することができる、こういった将来像をイメージしております。

出口でございますけれども、出口では賃金の支払い状況を確認できるシステムが構築されるということで、この実績を踏まえて公共発注者は適切な事業者を選定することができるようになる、こうした将来像を目指していきたいと考えてございまして、そのために労務費ダンピング調査ですとか積算システムの改修といったようなことを計画的に実施してまいります。

次に、各論についてご説明させていただきたいと思っております。

11 ページをご覧くださいと思っております。入札金額内訳書のイメージでございます。

現在は、入札金額内訳書、工事費内訳は、左側にありますように、具体的には内訳が出ていないですが、入札契約適正化法の改正によりまして、労務費もそうですが、材料費ですとか、適正な施工を確保するために必要な経費というものが内訳明示されることとなります。そのイメージが右側の図でございますけれども、「道路改良」というような大きな工事の区分ごとに、労務費ですとか材料費、そういったものを示していただきたいと考えております。

実際、特に建築分野では、まだ歩掛の設定がないとかで、きっちりと悉皆的に書くことは難しいところもあるかと思っております。今、職種別の意見交換会でもいろいろご議論いただいていると思っておりますが、当初はできるところからと考えておりますし、どこまで具体的に

やるかといったようなことは通知ですとかガイドラインで示していきたいと考えております。

そして、ダンピング対策の強化ということで 12 ページからご説明させていただきたいと思っております。

ダンピング対策としては、今、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の 2 つがあります。国交省の直轄工事では低入調査が活用されておりまして、地方公共団体におきましては、一般的には最低制限価格制度が多く使われているところかと思っております。

今の問題点は 13 ページでございますけれども、入札金額内訳書が出てまいりますので、公共発注者の方は元請から内訳明示された労務費を確認することが必要になるのですが、現在の積算システムの中では、予定価格の直接工事費の中に労務費が内数として計上されているということですので、簡単に算出するというのが難しい、こういう状況でございます。

したがいまして、積算システムの中で内訳表示がやりやすくなるような改修を目指していくのですが、それまでの間、手をこまねいているわけにもまいりませんので、「労務費ダンピング調査（仮称）」として、直接工事費の割合が低くなれば、その中に含まれる労務費も低いと類推されますので、直接工事費に着目してダンピング調査ができないかと考えております。

それによりまして、労務費が著しく低いおそれがあると発注者が判断した場合には、理由書の提出を求めまして、正当な理由がない場合には G メンに通報するなどの取組をしていきたいと考えております。

一方で、労務費が低いとされた場合であっても、入札制度上、契約が成立し得るものから、そういったことが起きないように、コミットメント制度を活用するなど、予防的な措置を併せて講じていただくことが望ましいのではないかと考えております。

14 ページ、15 ページでこのダンピング調査のフロー図としてイメージを書かせていただいております。

14 ページが低入調査を例にしたフロー図でございまして、赤文字で書かせていただいているのが今般強化しようとしているところでございます。そして、内訳書を受領することになります。落札候補者が絞られてきたときにダンピング調査としてやっていただいて、一定水準を下回れば理由書の提出を求めるということでございます。

また、低入調査の基準に引っかけからなくても、労務費が著しく低いというような場合も

想定されますので、一番左側の矢印でお示ししていますように、調査不要となった場合でも労務費ダンピングの調査はしていただきたいと考えております。

同じように、15 ページが最低制限価格制度のフロー図でございまして、最低制限価格以上であれば、はねられることはないのですが、労務費ダンピング調査についてはしっかりやっていただくということで考えております。

この「一定水準」というのをどう考えるかということでございます。国としては、労務費というのはしっかりと確保していただく必要があると考えておりまして、それは中央公契連モデルでも官積では労務費 100%と考えております。一方で、官積というのは一つのモデルでございまして、実際に労務費が 100%であるかどうかということは、「省人化による効率化」などの正当な理由もありますので、この「一定水準」をどう考えるかということについては整理させていただきたいと思っております。

実際の調査のやり方ですとか、今申し上げたような基準の考え方をどう運用に生かしていくかといったことにつきましてはガイドラインで示させていただきたいと思っております。公共工事といってもどこまでを対象の工事とするかですとか、緊急性があつてやむなしという場合の理由はどうするかといったことなどについても整理していきたいと考えております。

16 ページが G メンということで、これまでのワーキングでもご紹介しておりますけれども、G メンによって注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無などを確認していくということでございます。

さらに、しっかりと取り組んでいただいている事業者にどういったインセンティブを与えていくかということで、17 ページでご紹介しておりますが、これは第 3 回で日建連さんからご紹介いただいた「労務費見積り尊重宣言」ということで、この見積り尊重宣言をしていただいて、入札・契約参加企業さんが宣言を決定・公表した事実を確認する。そして、工事成績評定の段階で元請さんと下請さんの見積書を確認する。そして、内訳明示されている場合に減点・加点する。こういった取組でございまして、今後、労務費・賃金の行き渡りに関して、業界団体としていろいろ取組をやっていただけるようでしたら、こうしたことも先行例としてモデル事業のようなことも検討してまいりたいと考えております。

18、19 ページは第 4 回でお示ししましたが、実際の出口のところの賃金をどう確認するかということです。まず賃金確認システムということで、OCR で賃金台帳のデータを読み取るということを取り組んでいますが、今、読み取りに苦慮していると。その時間、

コストや人件費もかかるということで、これは検討になっているものでございます。

さらに、20 ページでございますけれども、労務費の把握方法ということで、令和 7 年度からの試行工事として、受注者が希望した場合の対象工事として、元請、下請から労働時間ですとか労務費を出していただくというような取組も進めていくところでございます。

賃金というのが、個々の労働者の方に紐づいた秘匿性の高い情報でございますので、元請、下請の関係であっても、そういったものを元請がまとめるということは実態上なかなか難しいというような話も聞いております。ですので、賃金ですとか労働時間というのを、元請さんを経ずに直接提出していただくとか、合算して賃金を出していただくとか、そういったやり方についても、労働時間、労務費の把握の中で整理していきたいと考えております。

また、本日は毛利様から松戸市の取組もご紹介いただけると思いますが、雇用状況の確認をどうやっていくか、深掘りを進めていきたいと考えております。

そして、参考資料 1 をご覧いただきたいと思うのですが、入口、出口の議論以外にも、公共工事についていろいろご指摘を賜っております。

参考資料の 1 ページでございますけれども、予定価格制度の上限拘束性の撤廃等についてもご意見を頂いているところでございます。予定価格の上限性というのは、会計法ですとか地方自治法の中で規定されているものでして、このワーキングの中でその是非をご議論いただくというのはなかなか難しいところかなとは考えておりますが、いずれにしましても、入札・契約制度におきまして予定価格の適正な設定と厳格なダンピング対策をしっかり行っていくということは重要だと考えておりまして、そういった取組についてはさらに強化していきたいと考えております。

そこで、こうした施策に係るものとして、参考資料の 2 ページでございますけれども、歩切りの根絶ということで、歩切りについては、設計書の金額の一部を予定価格の設定段階において切るという行為でございますが、これは品確法に違反する行為ということになっております。令和 3 年に歩切りの実態の悉皆調査を全地方公共団体に対してやらせていただきました。おそれがあるような団体もいらっしやいまして、働きかけなどをやってきているところでございます。

一方で、業界団体などからは、いまだにそういったことが行われているのではないかなというようなご意見も頂いておりますし、予定価格の設定段階で控除する以外にも、メーカー公表価格に地方公共団体が独自に乗率を掛けているような単価歩切り、こうしたもの

もおそれがある可能性があると思っております。

そうしたことから、歩切りの実態に関してしっかりフォローアップ調査を国交省としてやってまいりたいと考えておりますし、今申し上げた単価歩切りですとか、工事以外、調査・設計・測量といった業務についても歩切りがないかをしっかり調査して、そのフォローアップをしていきたいと考えております。

3 ページでございますが、地方公共団体の独自歩掛作成に関する調査ということで、ワーキングでも、国交省直轄工事の標準歩掛を小規模ロットの自治体さんの工事などに当てはめると、結果的に予定価格との乖離が出て、正確に算出されないのではないかというようなご指摘も頂いておりました。歩掛の設定は、地方公共団体独自の取組として成り立っているわけですが、実際どうなっているかというところがこれまで十分国のほうで把握できておりませんでした。そこで、令和6年度補正予算を活用して、独自歩掛の設定の実態ですとか、逆にうまくいっている事例なども整理しながら横展開を図り、公共団体さん独自の歩掛設定を後押ししていきたいと考えております。

4 ページは工期の設定でございますが、これは第3回ワーキンググループでもご紹介させていただいておりますが、事業者さんにやっていただくことが増えますので、受注サイドの方からすると、見積期間が十分確保されている必要があるかということでございまして、これについてはワーキングのほうでも整理させていただいておりますけれども、十分な見積期間の確保に留意してまいりますということでございます。

また、随意契約の基準見直しということで、これは他省庁の取組でもございますけれども、今、国では現行工事の随契、250万円が400万円に上がると。地方公共団体も、都道府県・指定都市は400万円ですとか、それ以外の市町村さんは200万円と、こういったような見直しが行われておりますので、こういったことも入札制度に係るものとして参考にご紹介させていただきます。

6 ページ以下は参考ということで、割愛させていただきます。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

それでは、討議に移りたいと思いますが、本日は、先ほどもご紹介があったとおり、小沼委員の代理としてご参加いただいている松戸市建設部建設総務課の毛利専門監より、松戸市における賃金の支払い状況を評価する総合評価制度の運用について、資料2を基にご説明いただけると伺っております。

まずは毛利専門監から資料の説明と、先ほどの事務局の説明に対するご質問、ご意見がございましたらお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○毛利様（小沼委員代理） 松戸市の毛利でございます。

それでは、資料2でございますけれども、建設工事の総合評価方式における雇用状況の確認に係る評価というところで松戸市の取組を紹介させていただきます。

まず、目的と対象工事並びにこれまでの実績につきましては、記載のとおりでございます。

3番目、評価項目でございますが、評価項目の一つに「労働者への賃金支払い状況」という項目がありまして、これにつきましては、工事に係る全ての職種に支払われる賃金が、公共工事設計労務単価に対してどの程度の割合で賃金を支払うのかを最初に入札参加企業全てに提出してもらいます。記載のとおり、4つの評価に分けて、それぞれ2点～1点というように評価点を設けております。

評価の手順でございますけれども、入札参加者が技術資料提出の際に、各職種に支払われる賃金の予定額を記入した労働者配置計画書というものを提出していただきます。同時に、提出の際に、公共工事設計労務単価の何%を確保するかというところに、該当する箇所に丸印をつけて提出していただいております。これらを基に評価いたしまして受注者が決定するという流れになります。

資料の右側に移りまして、工事が進みまして、竣工1か月前に受注者の方から、労働者賃金確認表、これは上段の総括表と中段にあります個表というもの並びに下段の賃金台帳の写しを提出していただいております。上段の総括表をベースに、発注側にて、表の右側、赤枠に囲われました公共工事設計労務単価、Bと記されているところを記入するとともに、公共工事設計労務単価との対比ですね、一番右側のA/Bと記されているところを記入して、入札時に受注者が提出した労働者配置計画書に記入された公共工事設計労務単価の何%を確保しているかというところの確認を行います。この資料の場合におきましては、左側の下段の労働者確認計画書に、あらかじめ97%以上確保しますよというところに受注者が丸印をつけております。

右側に戻りまして、上段一番右の赤枠のところ、A/Bのところそれぞれ104%とか105%となっておりますので、97%以上の比率となっているというところで、受注者は当初の申請を満足しているということになります。

この総括表の裏づけ資料としまして、中段の労働者賃金確認表（個表）というものがご

ございます。これは、元請から下請まで全ての下請におきまして、同じ職種——資料では「土木一般世話役」と記載しておりますけれども、氏名ですとか、その横に従事した期間、会社名、元請なのか何次下請なのかというものを記入していただくとともに、この工事に従事した勤務日数並びに支払い賃金を記入していただいております。各労働者の従事勤務日数——赤い四角で囲っておりますが——の合計値が上段の総括表の119日というところに合致する流れになります。また、支払い賃金を青い四角で囲っておりますが、この合計値が、同じく上段の総括表の350万6,000円になります。

さらに、この個表の裏づけ資料として、一番下段の賃金台帳を基に賃金の支払い状況の確認作業に使用しております。

その下段の緑枠で囲まれたところでございますが、例えば元請である松戸建設、土木一般世話役である「松戸太郎」という方の従事期間である3か月分の賃金が105万円になりまして、この緑の線をたどっていきますと、一番上の支払い賃金のところの値になります。

本市で実施しているのは、労働者一人一人に支払われた賃金の確認ではなくて、あくまで各職種に対して支払われた賃金の確認でございます。

ペナルティーとしましては、満たされていない場合には、工事成績評定の3点減点ですとか、次回の総合評価方式の案件に参加した際に、履行義務違反として評価点を3点減点という措置を設けてございますが、これまでにペナルティーの実績はございません。

資料2の説明は以上でございます。

先ほど高橋室長からご説明がありました資料1に対して、建設部長の小沼の意見を述べさせていただきます。2点ございます。

1点目は、資料1の14ページでございますけれども、低入価格調査並びに最低制限のところに労務費のダンピングというものを追加するというようになっておりますけれども、これにつきましては相応の期間がかかると思われまので、先ほど高橋室長のご説明にもありましたけれども、緊急性があつてやむなしとか、そういった一定の工事を除外するとか、全ての工事ではなくて、一定の規模を対象を絞るというような措置の検討をしていただければと思います。

2点目につきましては、松戸市を含めました千葉県内では、国土交通省さんの土木工事のみならず、農林水産省さん、農林系の工事とか、他省庁の工事も同じように市内の土木業者が請け負っております。これは市内の建設業組合からも伺っているところでございます。ここで、今回、公共工事設計労務単価を決める際の調査につきましては、国土交通省

さんのほかに、農林水産省さんの直轄工事並びに補助工事というものを対象にしていると我々としては認識しておりますので、先の話になるとは思いますが、この労務費の基準というものを展開していく上では、国交省さんのみならず、他省庁さんも含めた横断的な適用を検討の視野に入れていただければ幸いです。

以上でございます。

○小澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの回答は後ほどまとめてお願いしたいと思います。毛利様、どうもありがとうございました。

それでは、その他の皆様から、冒頭の事務局の説明並びにただいまご説明いただいた毛利専門監からのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○荒木委員 失礼します。全建の荒木です。3点申し上げたいと思います。

1点目は、先ほどご説明いただきました、予定価格の上限拘束性の撤廃という話に関して、私どもがこれまで指摘してまいりましたことは、予定価格の上限拘束性の撤廃を検討してほしいという趣旨ではなくて、受注段階で設計労務単価相当の労務費を確保するために、予定価格の設定の仕方を検討してほしいということであります。例えば土木学会では、標準歩掛で積算した上で、7%~10%程度を加えて予定価格として、それを基準に入札する仕組み等を検討されているように承知しております。その辺も含めて運用上の工夫をしていただきたいというのが本来の趣旨でございます。

2点目は、資料14ページの、低入札価格調査制度を前提とした入札制度であります。かねて申し上げておりますけれども、中央公契連モデルでは、労務費は官積算の100%とされていることから、この水準を確保することを目安とする、と記載されておりますが、総価一括請負契約であるため、実態としては、公共工事では低入札調査基準価格が92%である場合、入札により労務費も含めて約10%のダンピング入札がされているのが通例でありまして、設計労務単価が100%行き渡る制度に現在はなっておりません。

そのため、ここの運用改善のためにダンピング調査等を計画するということですが、これを例えば元下での協議によって変更ができるとか、著しくなればいいというような形で緩めてしまうと、実際には100%を目指して努力している会社と従前からのやり方で変わらずにやっている会社とがどちらとも合格してしまうということにもなりかねません。そもそも低入札価格調査制度が立ち上がったときも、当初は調査しても全部通っており、

落ちる人がほとんどいなかったということが実例としてあります。努力して 100%の行き渡りを目指している元請が不利にならないように一緩めた形にすると、努力しているところが不利になる、ということを念頭に置いて計画していただけたらいいのではないかと思います。材工分離内訳を活用して、入札時に労務費部分を確認して、労務費部分が積算金額の100%を下回っていた場合、それが生産性向上の結果であることが確認できない場合または確認することが難しい発注者である場合は、その入札企業を失格にするなどの対応も含めて、ある程度の厳しさがないと商慣習が変わらないのではないかと思います。

3点目ですけれども、15ページの最低制限価格制度についてです。実際に最低制限価格を採用している地方公共団体は、マンパワーが不足しているということが主な理由で低入札価格調査の実施が困難な自治体であると思っております。手続が簡単かどうかという問題はあっても、労務費ダンピング調査の実施も、実質的に難しいのではないかと思いますので、この制度につきましても、労務費が官積算の100%を下回っていたら受注させないという制度とする、というようなことも検討していただけたらと思います。

私のほうからは以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかのご意見をお受けしたいと思っております。

○渡邊委員 UR 都市機構の渡邊と申します。私のほうは発注者の立場として幾つか質問させていただきます。

まず、資料でいいますと 11 ページ、工事内訳書のところでございます。こちらの形ですと、労務費をここでまとめて記載するという形なのですが、発注者がどこまで労務費の行き渡りを確認するか、入札前においてするかということとの兼ね合いだと思うのですが、基本的にはここでまとめてこういう形で提出されると確認のしようがないといえますか、工種ごとというか、工事科目別に、内装工事であれば、例えばフローリング工事に対してどういう工種があってという形で記載がないと、なかなかここでまとめられるところのチェックが難しいかなと考えております。例えば、松戸市さんの事例にございますとおり、こちらを提出いただくという前提であるとするならば、内訳書の中身のチェックというよりは、こういった計画書をもって発注者の立場として確認したということで済むのであれば、まず入口論としてそこからスタートということもあり得るかなと思っております。

ただ、これの確からしさみたいなのところに行きますと、低入札になると施工体制確認型

で、どういう施工体制でやって、その人たちにどういう形で人工を考えるかみたいなどころまで提出を求める形になりますけれども、基本的には予定価格、入札前にはそこまで求めるという覚悟を持って内訳書に取り組んでいただければ、こちらの確からしさが確立されていくのではないかなと思っているところでございます。

重ねてですけれども、そういった中で、14 ページのところとの関係なのですが、どの段階で労務費が基準よりも低いという判断をするかというところなのですけれども、開札を終えて以降にこういった作業が進むとなると、かなり契約までの時間を要してしまうかなと考えております。簡易の確認でいいと判断できるのであれば、入札の段階、内訳書を提出していただく段階に、この計画書をもって入口論で確認した段階で、そこでもう行き渡りがないと判断したところは入札に参加させないですとか、そういった形のスピード感が少し必要だなと考えているというのが1つ目でございます。

2つ目ですけれども、予定価格のつくり方のところなのですけれども、当然 UR 側としても、歩掛を使ったり、見積りを使ったりとか、いろいろなことでやっておりますけれども、基本的に公共工事ですので、うちだと国交省の営繕の積算システムを活用しておりますけれども、その歩掛自体が、この会議でも何度も議論になっておりますけれども、何次下請までなのかみたいなどころがあると思うのですけれども、恐らくそこでは1次下請レベルの歩掛を採用しているのではないかなと思われま。それと、見積りも、メーカーさんに見積りを取った際に、元請はまだ分からない段階での見積りの提出になりますので、ある程度そんなに何次下請に値するというような見積りがないと考えますと、予定価格をつくった金額と受注者さんが内訳をつくった金額でかなり乖離が生じてしまう可能性があるかなと思っております。

直近でいいますと、UR の新築では、最近、電気工事、機械工事という、下請さんに入る業者さんに対する行き渡りを強く求めているというところもあると思うのですが、大体予定価格の歩掛ではお金が合わないので、見積り活用方式といって、入札に参加される方の内訳を活用して単価を入れているというケースが大きくウエートを占めています。そういったこともありまして、まずこのつくり方の入口も、先ほどお話もありましたが、工夫をしていかないと、逆に、どうせ内訳書の予定価格は1次下請でつくられるんだよなというふうに入札に参加される方が思うと結局何も発展しないのかなと思っておりますので、その2点についてご意見させていただきました。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

一旦事務局から回答いただきましょうか。お願いします。

○高橋室長 ありがとうございます。

まず松戸市様のほうからですが、千葉県内の工事ということで農林系の事業もあるということですが、他省庁も含めた取組については、公共工事としての対象をどう捉えるか、どこまでできるか検討していきたいと思っております。

それから、荒木委員からご指摘いただきました、予定価格の設定の在り方について、なかなかこのワーキングで検討するところも難しいところではありますが、予定価格がしっかり積算されることが重要だと思っております。そのためにいろいろな取組をしていくということだと思っておりますが、努力した会社さんが報われないようなことにならないように理由書の提出に至る取組を、実効性を持ってしっかりやっていくことが重要と考えておまして、ここの施策の肉づけをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

そして、地方公共団体のマンパワー不足というのは昨今の課題でございますが、そういう中で、最低制限価格制度の中で実効性をどう確保していくかということも、国としてのガイドライン等の支援の在り方と併せて検討していきたいと考えております。

それから、渡邊委員から頂きました、ダンピング調査の実効性の確保というところだと思います。特に労務費としてどこまで捉えられるのか、あるいは予定価格と内訳書の間での乖離が出てくるといったことについて、どのように整理して実施していくかというところかと思えます。特に建築分野は、歩掛がないとか、いろいろ課題もある中で、かといって手をこまねているわけにもいかないというところもあります。入札段階での労務費の可視化、透明性の確保、公正な入札環境の整備というところからは、一定の労務費をチェックする仕組みをつくっていききたいという思いでおまして、どこまで確度の高いことができるかということになってくるかと思っております。よく検討してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○小澤座長 大丈夫ですか。もし追加でございましたら。

○渡邊委員 お答えとしてはそういう形なのかなと思っておりますけれども、実効性をどう進めていくかというのは、発注者、受注者双方の立場で考えていかないと、どちらか一方がとても手間がかかったり、どちらか一方が何かを付度したりということ避ける方法が一番重要かなと思っている中で、私は発注者の立場なので、スピード感ですとか、予定価格をつくる時の取決めですとか。仮に入札前の内訳書の作成にもうちちょっと時間をか

けてもいいと思うのですけれども、開札してからの時間が長いというのが、仮に1番手がNGとなった場合2番手の方が受注者確定まで待ってくれるか？時間が空けば他の工事に手が回ってしまうという可能性も高く、非常にそこが厳しいなというのが実態です。そこに関しては非常に強く意見として求めたい部分でございますので、よろしく願いいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見をお受けしたいと思います。

○大森委員 大森です。

まず、公共の品確法においては、公共発注者が労務費を含めた積算を行って、予定価格を適正に定める義務があるという形になっております。ただ、積算システムが今これに追いついていない現状だというお話がありましたので、そういった現状を考えますと、システムの精度向上を期待しつつも、今の段階ではGメン等による調査で進めざるを得ないように思っております。とは言え、どうしても入札においては労務費を含め価格を低めに設定した会社が落札しやすい状況にあるだろうと思われまますので、システムの精度の向上については速やかな対応が必要だろうと思っております。

それから、資料の14ページ目のところですが、先ほどご指摘いただいているかと思っておりますけれども、スピード感というのもある程度大事だろうと思っております。今の段階では労務費ダンピング調査というのが下から3つ目の段階で行われるようになっていますが、低入札価格調査と特別重点調査の実施のところで行う等の方法が可能なのかどうかというところを実務的な面から教えていただきたいです。また、最終的に理由書の提出を求めて、正当な理由がない場合にGメンに通報されるけれども、契約自体は妨げられないという説明でしたが、Gメンに通報した結果、調査を行って、問題がないということであればそれこそ問題ないと思うのですけれども、仮にそこで問題があったということでしたら、次回の入札時にはマイナス点を付与するといったような制度も必要ではないかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかに。

○長谷部委員 全建総連の長谷部でございます。

ダンピングの対策の強化に関しまして、労務費ダンピング調査を実施し、労務費等が著

しく低いおそれがあると発注者が判断した場合は理由書を提出させ、正当な理由がない等の場合は建設 G メンに通報とありますけれども、この「正当な理由」というのはどのような理由・ケースを想定されているのか、調査を形骸化させないためにも具体的な事例等をお示しいただきたいと思います。

また、G メンに通報がされた場合、適正な労務費の確保に関連してどのような対応、対策が取られるのかをお示しいただきたいと思います。

加えまして、そもそもの発注金額、積算数量等が適正でないため、結果として著しく低い労務費等の金額で受注者が入札せざるを得ないケースも全くないとは言い切れないと思いますので、そうしたケースにおける公共発注者への対応、労務費の基準に基づいた積算・工事金額の確保等につきまして、発注者責任等の明確化が必要と考えます。資料の 7 ページで「公共工事発注者に対しても必要な働きかけを実施」と明記していただいておりますが、具体的にどのような働きかけをされるのかをお示しいただき、実効性ある具体策の検討をお願いしたいと思います。

公共工事における労務費・賃金の支払いの実効性確保に関する具体策としましては、資料の 13 ページに「コミットメント制度を活用して労務費等が著しく低くならないような措置を講じることが望ましい」とありますので、コミットメント制度等を民間工事も含め実践していくためにも、まずは国交省直轄工事での積極的なコミットメント制度の実施、モデル的取組が必要と考えます。

既に地方公共団体では、公契約の相手方事業者に限定して、当該自治体が定める賃金下限額以上の支払い義務、連帯責任等について、公契約を介して契約条項で定める公契約条例が 33 の自治体で制定されております。事業者は、契約自由の原則により、当該自治体と契約をするか否かの自由が保障されています。契約に基づいて下限賃金額以上の支払い義務を設けることや、第三者のためにする契約、民法 537 条等を活用して、従事者が民事上の権利として賃金下限額以上の賃金支払いを請求できる賃金請求権を発生させる制度設計となっております。受注者及び受注関係者は、定期的に賃金支払い状況の報告を、労務台帳やチェックシート方式等を用いて自治体発注者に行います。賃金下限額を下回った場合、労働者等が当該自治体に通報し、自治体が通報に基づき調査等を実施し、違反等については是正指導を行い、違反が是正されない場合は契約解除等が行われます。こうした公契約条例の制度設計を参考にいただき、労務費の基準に基づく適正な労務費の確保・支払い、適正な賃金の支払いに関するコミットメントを工事発注者、元請、下請と全ての工

事関係者の契約時に義務づけること等を直轄工事の入札条件等にすることの検討をぜひお願いしたいと思います。

また、コミットメント制度の導入・実施、技能労働者への賃金支払い状況の調査等の協力に対して、入札制度における加点評価等のインセンティブ、工事成績評定での加点など、建設業者へのコミットメント制度活用の政策的誘導等の検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○惠羅委員 法政大学の惠羅です。今、長谷部委員からも公契約条例に触れられましたので、私もそれについて1つ申し上げたいと思います。

最初に平田局長から「思想の枠組みを広げて」というコメントがありましたので、今紹介された具体的な事例に加えて、この間進んできた理念的・理論的整理も参考にすべきではないかと思っています。公契約条例などにおける、公共発注における責任や権限がどういふものなのかということについて、国際的にはILO94号条約があり、一定の公契約を対象に賃金条約等を契約上の義務とする契約を締結することを自治体に義務づける条約ということで、日本では野田市を皮切りに進んでいます。一方で、広義の公契約という捉え方もあります。どこまで請負事業者に対して義務づけるのか、立入調査をするのか、是正命令をするのか、つまり契約関係そのものより、公権力的な義務をどこまで制度的にするかということが一つ議論になっているかと思っています。あくまでも狭義の公契約条例は双方の自由契約を基本としていますので、賃金調査等で実効性をどこまで担保できるかという課題があるかと思っています。

もう少し広いアプローチとして、公契約条例という言葉は直接使わなくても、政策目的型の入札のような取り組みも諸外国でかなり行われていますので、参考にすべきではないかと思っています。例えばイギリスにおいては、New Public Managementの流れの中でも、経済性だけでなく、それ以外の社会的価値の実現を目指すために、公契約条例も含めたような形で入札に絡んで自治体における取り組みがなされていると思います。今回の議論は労働条件の改善に焦点を当てたものですので、公契約条例も参考にしながら、加えて、より広い社会的価値の実現という発想から、公的サービスの品質を担保するという視点、特に建設の分野では技能者がいなければインフラの維持・更新に支障が生じる場所ですので、もう少し公的な価値の実現における技能者の役割に焦点を当てた政策理念の整理がな

されればよいのではないかと考えております。

制度設計につきましては2点、この間、発注者、受注者の議論にどうしても集中していただきますけれども、雇用・労働条件といったときには、労働者が申出を行えるような何らかの仕組みにつながるのかどうかという点と、何らかの是正が必要となったときに、特に自治体と使用者、労働者が審議できる仕組みがあるのかどうかというところも継続的に審議していただきたいと考えております。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から個々でお願いします。

○高橋室長 まず大森委員からのご指摘でございますけれども、スピード感を持って上流で何かできないかということでご意見を頂きました。14 ページ、15 ページ、いずれも低入調査から切り出して、ダンピングだけで単独でやることも成り立ち得る仕組みにはなっているのですが、渡邊委員のご指摘も踏まえて、開札してからのリードタイム、時間が長いのをどうするかということでご意見を頂いていますので、どういうことができるか、さらに検討を深めていきたいと考えております。

それから、長谷部委員からありました、まず「正当な理由」の具体的な理由・ケースということでございますけれども、例えば官積で人工5人であったというようなところが3人工で見積りが出てきたというときに、労務費も5分の3で6掛けだったというときに、本当にそれでできるんですかと確認し、機械化ですとか省人化を図っているようなことを理由として述べていただく、そういったことが想定されるのではないかと思います。具体的な事例はガイドラインの中でも整理していきたいと思っております。

それから、資料の7ページの「公共発注者に対しても必要な働きかけ」ということでございまして、これはGメンの活動もあるのですが、国交省と地方公共団体はじめ公共発注者との関係で、いろいろな調査ですとかヒアリングを行うようなことも含めて考えております。例えば先ほど歩切りの話をご紹介しましたが、例えば単価歩切りが行われる可能性があると思っています。そうしたときに、どうしてそういうことをしているのか、それが品確法の趣旨に合わないということをご理解いただいて、そういうことをやめていただくような働きかけなども必要かと考えてございまして、このような具体策として、Gメンの活動以外にも公共発注者との関係でできることはしっかり検討していきたいと思っております。

それから、惠羅先生と長谷部先生と両方なのですけれども、公契約条例でございます。公契約条例はいろいろなパターンがあると思うのですけれども、労働条件が労使で自主的に決定される、この原則もありますので、どこまでできるかというのはこれまでの国会答弁でもいろいろあったかと思えます。ただ、公契約条例の制度設計を参考にさせていただきということでヒントを頂いているかと思えますので、コミットメント制度の在り方も含めて、この関係性については整理していきたいと考えております。

○伊藤室長 Gメンのところでお話がございました。16ページにGメンの取組のところを書かせていただいておりますけれども、右の「拡充」のところで現在やっているようなところを羅列しております。公共工事について特殊的に何か見るようなところがあるか、そこについては今後検討していきたいと思っておりますので、基本この項目を重点的に見つつ検討してまいりたいと思えます。

○関室長 1点補足させていただいてもよろしいでしょうか。技術調査課の関と申します。

先ほど大森委員からご指摘いただきました積算システムについて補足させていただきたいと思えます。資料の13ページの枠囲みの上のところ、赤字で、現時点で労務費がどの程度含まれているのか算出困難という書き方をさせていただいているのですけれども、実際、積算上は労務費がどれくらい入っているかというのをきちっと積み上げております。ただ、それが各工種ごとでどれくらいの内訳になっているのかというのを今まだ明示できる機能がないことから困難と言っているだけでして、実際、基準も全てオープンにしていますので、電卓をはじめいただければ出せるのですけれども、システム的に明示されていないということをもって、ここで「困難」という言い方をさせていただいています。表現が適切でなかったこと、申し訳ございません。

以上、補足になります。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ほかのご質問、ご意見ありますでしょうか。

○相良様（白石委員代理） 日建連の相良です。今日は白石の代理で来ています。よろしくお願いたします。

今回、資料1について、日建連よりの意見、質疑を申し上げさせていただければと思います。以前発言された方と少しダブる点もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず、4ページ目、「労務費・賃金の確認手法に関する基本的な考え方」のところです

けれども、真ん中辺のところですが、地方公共団体について、発注担当職員の不足を理由に労務費の基準への対応に一定の時間を要する旨記載されておりますが、地方公共団体を含め公共が率先しないことには民間工事に広がってはいかないのではないかと。できない理由を優先してスケジュールを考えるのではなくて、できる方法を皆さんで話し合うべきではないかと考えます。

それから、9 ページ目、公共工事におけるロードマップの件ですけれども、ロードマップの優先順位、これはコミットメントのほう在今年の 12 月に真っ先にやるべきこととして記載されているのですけれども、これまでの議論で多くの検討課題が判明していることを考えると、これこそきちっと時間をかけて丁寧に議論すべき点ではないかと考えます。

一方で、事業者選定など入札制度のように、効果が高く、早急な実施が望まれる施策が後回しになってしまっているのではないかと思います。

それから、ロードマップ、これは令和 9 年以降、令和 11 年以降との記載がありますが、よりスピード感を持つべきで、公共工事には先導的な役割が期待されていることを意識していただきたいと思います。これまで日建連が提案してきた総合評価での加点措置など、公共工事での率先的な取組を先んじて実施すべきだと考えております。

それから、14 ページ、こちらのほうは皆さんと少し意見が重なる部分があるのですけれども、まず、一定水準を下回る場合に労務費ダンピング調査を実施することとしているが、この「一定水準」の具体的なイメージはあるのか。こちらのほうをきちっと水準をお示ししないと、皆さん判断に困るのではないかと思います。

それから、その下の同じく正当な理由がある場合は契約できるフローとなっているが、「正当な理由」とはどのような内容を想定しているのか。こちらのほうもきちっとしたお示しをしないと、皆さん各段階で困るようなことになるのではないかと考えております。

それから、G メンの通報の基準も同様に、どのような場合を想定しているのかと考えております。

それから、17 ページ、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事については、これまでのワーキングで日建連から「拡充すべき」と提案させていただいております。現在は大規模工事のみが対象であります。実際に行われている取組を広げるだけなので、比較的ハードルが低いのではないかと考えております。ぜひ対象を拡大していただければと思います。あと、今後の実運用段階での展開として、評価方法はどのようなことを考えておられるのかということもお示ししていただければと思っております。

それから、20 ページ、「国交省直轄工事におけるモデル的取組」。これはデータ提供に伴う関係者の様々な負担等を考えると、総合評価での優遇など、それなりのインセンティブを用意しないと活用されていかないのではないかと考えております。必要かつ十分なサンプルを集めたいということであれば、それが促進される有効な方策を考えたいほうがいいのではないかと考えております。

なお、先ほどありました賃金の支払い状況の把握に当たって、やはりここは個人情報なので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

最後に、資料には載っていないのですが、設計労務単価など標準労務費に用いる単価の件なのですが、現在、国家公務員の成り手不足等を解消するために、民間の大企業に見劣りしない給与水準に引き上げるについて検討が進んでいると承知しております。建設業も将来にわたり選ばれる産業になるには、中建審の中間とりまとめでも示されたように、標準労務費を中長期的にも持続可能な水準で設定することが必要であると考えております。

それと、公共工事設計労務単価、近年引上げが続いておりますが、これは仕組み上ではあくまでも前年度、過去の調査結果に基づく値であるので、持続可能な建設業にしていくために、あるべき賃金水準を考えて、標準労務費に用いる単価を政策的に引き上げていくという考え方に立つべきではないかということで意見させていただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。

○榎並委員 アイ・ビー・エムの榎並と申します。積算システムについて少し質問させていただければと思います。

積算システムは、ベンダーというか、様々な民間企業がサービスとして、あるいはソフトウェアとして提供しているものがあると思うのですが、9 ページ目でおっしゃっている改修というのは、あくまで国が提供している積算システムのことをおっしゃっているということで正しいかというところと、仮にそうであった場合、この改修内容を、民間企業が提供しているようなサービスにどうやって連携するのか、どのように展開していくのか、あるいは民間が提供しているものは労務費が明示的に出るようになっているのかどうかということも含めて教えていただければと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

もうお一方ぐらい。

○小林委員 東京都の小林と申します。資料の作成、ありがとうございました。公共工事を発注する立場として意見を述べさせていただきます。

公共工事といいますと、主に土木工事と建築工事がありますがけれども、建築工事は民間の工事が主流で、件数が多いということだと思います。こうしたことから、平成に入ってから、市場動向を迅速に反映させるために、歩掛に基づく積み上げ単価ではなくて、市場単価をベースにした機動的な積算体系に移行していったと聞いています。

そうすると、積算の仕方が変わることは、かつては積算による間違いを減らすために簡易にされましたが、今後昔以上に複雑になると感じます。昔のように歩掛による積み上げに戻すには、土木と違って建築については、かなりの時間がかかるのではないかという気がしております。

こうした中で、先ほども委員から発言がございましたけれども、コミットメント条項について、11月ぐらいから公共工事で始めると資料に記載があるのですが、現時点で、実際にどの部分を確認するのか分からない状況の中、この11月という時期は再考していただいたほうが良いという気がしております。

あと、以前も申し上げましたが、行政職員の成り手も今非常に少なくなってきていて、東京都は、技術職につきましては、年1回の採用試験から年4回の経験者も含めた採用試験を開始したところです。こういった状況の中、発注者が最終的な労働者の労務費までを入口と出口で2回にわたって確認するということになるのと、発注者側だけではなく、受注者の方についても、書類の作成の手間など、非常に大きな負担がかかるのではないかと考えます。さらに今、東京都では、できるだけ工事書類を削減していこうという方向ですが、逆の方向に行ってしまう気がいたします。目的が違うということかもしれませんが、そういったところも十分に検討いただきながら、簡素に確認できるような形をとっていただくほうが双方にとっていいのかなという気がします。

それから、資料の14ページ、15ページにありますけれども、発注者の対応というところで、一定の水準を下回る場合に理由書の提出を求めて、正当な理由がないとした場合に発注者がGメンに通報するとあります。ここの「一定の水準」というところが曖昧になってしまいますと、自治体ごとに状況を異なって判断することになります。このため、ここはガイドラインで、こんな風にとか曖昧に示すのではなくて、こういう線引きだということではっきりと決めていただかないと、建設業法を所管する立場ではない、発注者が

この理由では駄目ですというように線引きをするのは非常に難しいと思います。特に地方自治体は、それは地方ごとに状況が違う中で、しっかりとした基準となるものがないと、各自治体は困るのではないかという気がします。

また、理由書の提出を示されているのですが、理由書の提出を受けて、その中身の判断を発注者がするというのは非常に困難だと思います。その上で、判断をして、それをGメンに通報するということになると、契約者となる受注者に、Gメンが入って調査を受けることになりますから、受注者に相当な負担を強いることになってしまいます。受発注者双方が工期に向けた工事を進めていく中、Gメンが入ることで工期の遅れなどが心配されますので、この判断については、発注者のほうで判断をするというよりも、一定の線引きで、このような場合にはGメンが入るとか、そういった区切りをつけていただかないと混乱するのと思いました。こうしたところをご検討いただければと思います。私からは以上になります。長くなりましてすみません。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いしたいと思います。

○高橋室長 相良委員から、地方公共団体にしっかりやっていただきたいというような要望を頂きました。一方で、小林委員からも、地方公共団体としてもいろいろな負担がある話も頂きました。公共工事における取組ということで、地方公共団体の人手不足のような課題がこのような公共工事における労務費・賃金の確認の隘路にならないように、国としても取組を後押ししていく、そういったことをしっかりやらせていただきたいと考えております。

特に、今、ダンピング調査の水準、線引きの仕方でもご意見を頂きました。実際に労務費ダンピング調査をやられている県もあります。そうしたところでは、例えば一定水準として、80%を下回った場合に労務費ダンピング調査をするというような運用をされている例があります。また、国のほうでは、特別重点調査の中で、直接工事費の90%というところで線を引いている例もございます。どこに線を引くか。具体的に1本の線を引いてしまうと、そこに張りつくのではないかというおそれもありますし、ある程度の幅を持たせるか。いずれにしろ、具体的な、明確な基準がないと地方公共団体として躊躇してしまう、こういうご指摘だったと思いますので、ここはよく検討させていただきたいと思います。

○関室長 技術調査課の関です。

先ほど9ページの積算システムの改修についてご質問を頂いていたと思います。ここで

改修を考えておりますのは、発注者側が予定価を出すための積算のシステムのことをここに書かせていただいております、入札される方が入札価格を出すために必要な労務をどのように積み上げるかということ等については我々がコメントすべきことではないかと思っております。「コメントすべきではない」という言い方はあれですけども、そのシステムをどうすべきかという話について我々が言うものではないと思っておりますので、ここで話しているのはあくまで発注者側が予定価を出すための積算システムです。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

積算システムをこれから改善する話もありますけれども、提出された資料を確認したり、あるいは出口でもチェックをしたりするシステムをこれからつくるのであれば、今までのように紙の書類で確認するような方法は多分想定されないのではないかと私は思っています。チェックをする方法も仕組みも、我々が意図したチェックが確実にできることを担保されることが前提だと思いますが、できるだけデジタルを使ったチェックの方法だとか確認の方法だとか、そこには人手をかけないシステムが実現できるような方法で今後考えていっていただけるのかなと思います。

事務局には、この会議がスタートする段階から、そういうシステムとしてどんなやり方が世界にはあって、どういうやり方をするのが我々の将来にとって一番いいのかというのをぜひ最初から検討しておいてくださいとお願いしているところです。ですので、実際の動かすシステムについては、できるだけ人の負担を減らす。そのためには標準型とか合意が必要だと思うのですけれども、そういう仕組みを将来は実現していただくのだと信じていますので、ぜひご検討いただければと思います。つまり、それが抵抗になってここで考えている施策が進まないというのが一番残念なことなので、我々の目標ができるだけ早く実現できるように、かつ現場の負担ができるだけ小さい形で実現できるように、ぜひ皆さんにご協力いただきたいと思っております。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○西野委員 京都大学の西野です。私からは2点申し上げたいことがあります。

1 つは、予定価格と受注側で出した見積価格の乖離ということでご意見がありましたけれども、設計図書の完成度の意味では、設計図書に対して適切に積算を行っていたとしても、そしてその設計図書に基づいて予定価格が適正に設定されていたとしても、現状の建築工事の生産システムとしては、施工段階で決まってしまうことが少なからずあります。そ

うすると、想定して見積りを出すにしても、どうしても想定との乖離ということが出てきます。それは人工の話だけではなくて、工事の実施時期もしくは工期ということにも及ぶことができます。ですので、本来であれば最終的に必要となったもの、最終的に実現されるべきものに対して適切な価格、適切な労務費が確保されているかということの確認が必要になります。ですけれども、一方で、小林委員からもご指摘がありましたように、公共自治体の技術職員の不足は課題ですし、とりわけ建築の技術職員というのは土木に比べても少ない傾向にあります。場合によっては、土木の職員はいるけれども、建築の職員はいないという自治体もあります。

ですので、国交省が直轄工事モデル工事を実施して、それが地公体のモデルとなっていくということも想定してこれから実施されていくと思うのですけれども、そこで一つ、発注者側でも事業予備費を確保しておくということを想定されることがいいのではないかと思います。想定との乖離が生じた段階で、そのときそのとき、逐次、こういうところが想定と乖離していたということ、入札時に提示した見積りとこういうところで乖離しているという、実現すべきものの乖離に対して、受注者側からきちんと発注者側に、こういう乖離が生じていますということを提示して、それに対してであれば発注者側もきちんと確認ができる。最後にどさっとまとめて書類が来るというのではなくて、この項目に対してこういう乖離が生じているという説明であれば、発注者側もそれが正当かどうかということの確認しやすいのではないかと思います。ですので、発注者側で適切な事業予備費を確保するというをモデル工事でも考えることが必要ではないかと思います。

もう一つ、建設 G メンについてですけれども、本当に適切な労務費を確保するという事で、実効性を確保するという意味では、通報があったから建設 G メンが入るということももちろん必要と思うのですけれども、通報がなくても無作為に年間何百件もしくは何千件ということで抽出して建設 G メンが入る。そこで違法が見つければ、しかるべき対応を取ることが必要ではないかと思います。もちろんそういうこともあると理解しているのですけれども、今回頂いた資料だと、通報されて建設 G メンが入ることが主なように書かれているように読めますので、無作為で入って実効性を確保していくということが必要かなと思います。また、その際に、建設 G メンがどの程度の権限を持って、どの程度の資料まで提出を求められるのか、また、そこに対して提出の拒否であるとか、虚偽の資料を提出した場合にどのような対応になるのかということも併せて整理が必要かなと考えております。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、前田委員、どうぞ。

○前田委員 私、日本建築積算協会の前田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私のほうからは意見と質問とお礼と、3点についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、11 ページに見積りの内訳書というところを書いてあると思うのですが、先ほど東京都の小林委員からのお話もございましたように、建築は民間工事が多く、歴史の中で市場単価を主流にしている、まさに今少し逆行した流れになっているという中で、この内訳書の①～⑤について記載するというのは急には難しいという状況でございます。ですから、できるところからということでお話があったかと思うので、例えば工種を限定して、鉄筋とか型枠とか、そういうところから始めていただくということの検討もしていただきたいと思ひます。

それと、この①～⑤を記載するに對して、公共工事は落札率がございますので、どうしても労務費を適正に払うとなると、それ以外の項目に影響を及ぼすというところがございますので、公共工事で予算をして、落札率が採用されたままだとすると、会計法でどうしても変えることができないというのであれば、予算のときにその率を考慮してやると。何か工夫が必要かと思ひております。これが感想でございます。

そして、資料2の松戸市様、いろいろご苦勞いただきまして、資料のご提供ありがとうございます。大変イメージは湧きました。その中で私のほうから個別にご質問させていただいてもよろしいですか。大丈夫でしょうか。

○小澤座長 どうぞ。

○前田委員 まず、非常に分かりやすい資料だと思います。ただ、これは土木の一般世話役と普通作業員という中で、どんな工事をやっていたのですかということと、総額はどのくらいですかということと、落札率はどのくらいでしたかということと、追加変更というものがございましたでしょうか。というのは、最初の表と最後の表を見ますと、人工が少なくなっているというところがございますので、その辺をどう見たらいいのかということを考えるに当たってお知らせいただけたらなと思ひております。もしよろしければ、お答えできる範囲で結構ですので、できますでしょうか。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

もう1人ぐらい頂いて。

○土志田委員 全中建の土志田でございます。

17 ページに「労務費見積り尊重宣言」の促進モデルということで記載がされてございます。日建連さんも労務費の見積りの尊重宣言ということを24年からやられておられて、実際に9割超が実施、原則全て7割というような、これは新聞の記事でございますが、昨日の業界紙の記事を手元に持っておりますが、やられているというところでございます。その中で、私は地方の中小の元請として発信させていただくとすると、見積り自体は尊重するけれども、本当に末端まで賃金が行き渡っているのかどうか最終的に証明してくださいよということが、私は可能なのだと思います。多分1次までであれば。2次、3次となった場合に少し難しさが出てくるのかなという気がしてございますが、そういう中で、今いろいろなご議論をお聞きする中で、まずできるところから試行を始める。どこがいいのかなと思うと、やはり土木のほうを試行しやすいのかなという感触を私は持っております。

そういう中で、私自身、これは私見になりますけれども、別に発注者が偉いわけでも元請が偉いわけでもございませんで、これから担い手不足をどうしていくのか。小手先の議論では解決できないのだろうと。冒頭、平田局長がおっしゃったような、非常に危機感を持った取組をしていかないと、これは本当に結果として表れてこないのではないかなと思っております。

ちょっと嫌な言い方になりますけれども、私から見ると、建築屋さんというのは元請であり、自分たちが下職である専門職より上に位置しているというような傾向があるように——これは昔からですけども——感じております。令和の時代になっても、いまだに職人さんたちを下に見てしまうような人が建築屋さんの中にはいるというふうに感じております。では、土木屋さんはどうかというと、土木屋は下職さんと一緒にやっついていかないとものづくりができないものですから、どちらかというと、きちっと職人さんと一緒にやっついていこうという人が多いと。その結果が、私は、土日の閉所、これも土木のほうが進んでいるのではないかなと感じているところでございます。

制度の中で上下関係が生まれるのは、請負という言葉——いつも私は気にしているのですけれども——の中で上下関係が生まれる。その中から片務的な商習慣が生まれてしまっている。ここを正していかない限り、担い手不足、この業界に入ってきていただける方が出てこない時代にもう本当になってしまったということでもあります。そういう中で、いろ

いろなご議論がありますが、先ほど松戸市さんの事例を頂きました。そういうことも使う中で、まずできるところから試行を始めていただいて、広げていくということをしていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、最初に事務局、その後、毛利様をお願いしてよろしいですか。

○高橋室長 まず、西野委員から頂きましたご意見で、実際の予定価格と見積りの間の乖離、実際の入札段階でのものと最後の支払いのところでの乖離。あくまでも見積り、予定価格の段階は、一つのモデルというか、想定の下でやっている。実際のところではいろいろな変更事由が生じるので、想定どおりではないということで、入口の議論と出口のところのしっかり肉づけが重要だと思っておりますし、検討を深めていきたいと思っております。

そうした中で、予備費の活用というようなご指摘を頂きました。国としては、事業費が増えた分は、そこはちゃんと予算として補正でしっかり措置をしていくということが考え方の基本だと思いますけれども、予備費というようなアイデアも頂きまして、どのような弾力的な運用ができるのかとか、検討させていただければと思います。

それから、前田委員から頂きました、これは東京都の小林委員からの意見もそうですが、建築において市場単価を使ってきたという経緯の中で、どこまで労務費の内訳を出させるか、前田委員からは「工種を限定する」というようなご示唆も頂きましたが、実際の確認のところでは絵に描いた餅にならないように、工夫として検討していきたいと思っております。

それから、土志田委員からご指摘いただきました、できるところから試行を始めるということで、土木から取りかかってはどうかというご意見を頂きました。しっかりとできるところから積み上げていくということが重要だと思っております、そこは基本的な考え方の中でも書かせていただいておりますが、絵に描いた餅にならないように、しっかりやっていきたいと思っております。また働き方改革に関するような、意識改革に関するようなご指摘も頂きましたが、国としても建設業の働き方改革ということで、できることはいろいろやっていきたいと思っております。

○小澤座長 毛利様、お願いします。

○毛利様（小沼委員代理） 前田委員からのご質問ですけれども、私が契約サイドのほう

から資料を頂きまして、まとめた資料でございます。たしか工事の中身は、下水道の推進工法の工事、下水管を推進でやっていく工事の内容だったと記憶しております。

松戸市の場合、総合評価の場合は設計金額が1億円以上というものが原則総合評価の対象工事となっておりますので、恐らく請負金額も1億以上のものかと思われます。

あと、落札率ですとか、その後の設計変更等々の有無につきましては、今自分は把握していない状況でございます。申し訳ありません。

○前田委員 ご丁寧にご回答ありがとうございます。非常にイメージとしては分かりやすかったかなと思います。ただ、なかなか建築のほうで、工種の多い中でここまで具体的にするというのは少し道が遠いかなと。できるところからということにしないと無理が生じるかなということを感じております。

ですから、先ほどコミットメントの時期の話が出ておりましたが、令和7年からコミットメント制度のところを改正約款施行というところをもう少し、公共工事の中でも建築もでございますので、少しその辺は考慮しながら進めていただきたい。コミットメント制度というのは非常に大事なところなので、もうちょっと議論を十分した上で施行していただけたらということを感じております。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見を。

○太田委員 ありがとうございます。

今日は公共についての議論ということで、民間の立場でなかなかコメントを申し上げることは難しいなと思って伺っていたのですけれども、1点、小澤座長が先程おっしゃっていた、積算システムのインフラの制度設計といったお話もありましたので、そこで少しコメントさせていただければと思います。

皆さんご存じのとおりですけれども、公共の方はやらなくてはいけない工事がある、その工事費用が適正かどうかということを透明化していくというプロセスであり、民間の場合には、やりたいことがあって、事業採算が合うかというようなプロセスでやっていくということで、ベースが違うというところがあると思っております。

その意味で、今日の議論が完全に民間と切り離して公共だけの議論ということであれば、今申し上げた制度設計の中での予定価格だったり、発注の積算システムだったり、そういったものを使ってどうやっていくかということでもいいのかなと思っております。ただ、

これを将来民間にも展開していくということが仮に思想としてあるのであれば、こういった予定価格制度みたいなものを使っての制度設計というのは成り立たなくなってしまって、結局、小澤座長が先程おっしゃっていた通り、制度はつくったけれども成り立たない、民間で対応できないということにもなりますので、今日の話についてはあくまで公共に絞っての議論ということで理解させていただいて、仮に民間でまた別のことをやるのであれば別の制度設計が必要というところを皆さんにも理解いただければなと思って1点コメントさせていただきました。

○小澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○丸山委員 山下 PMC の丸山でございます。私のほうからは、今、太田委員がおっしゃられたように、今回、公共の発注ということでしたので、自治体の公共工事の発注を発注者支援業務として受け取る CM 会社の立場と民間の事業者の代理としての立場の2つで申し上げたいと思います。

これまで議論してきた中で、入職者を増やして離職者を減らして担い手を増やしていこうというそもそものゴールというのが、具体的な入札制度の話になった途端にその目的観というのが少し薄れてしまっているような気がして、どうコメントしたらよいかなのというのが今日の感想でございました。

そのためにも発注者は直雇の賃金と下請の労務費を確認する必要があるのだ、だから材工も分離にする必要があるし、それがひいては行き渡りになり、担い手が増えていくという方向性なのだというのが、ここまでのワーキングで一定程度皆様が認識されていた方策だったのではないかなとも思っています。まずは、手をこまねいてはられないので、やれるところからやりましょうという、そのこと自体は理解できるのですが、その今やれることでそのゴールを見据えられているのかが見えないというのが、ごめんなさい、これは感想のレベルなのですけれども、正直なところだと思っています。まず、今出されている資料の下に、だからこういう確認ができるということをもう少し明快に明示していただきたいというのが1点。

それから、私どもの立場としては、今一旦直轄の土木工事に限ってという形で検討を絞られているとは思いますが、日本全体での建設投資ということでいえば、公共は土木が多いかもしれないですが、民間も合わせた建設投資、担い手が担っている工事の量は建築のほうが多いということを考えれば、建築工事をどう確認していくかということ、

少なくとも方針ぐらいは考えておかないと、どういうふうにしていくのか、材工分離をどうさせていくのかというのを確認しておかないと、土木と建築の調達は似て非なるものだと思いますので、土木から始めることに異論があるわけではないですが、だからといって建築工事の確認の仕方をないがしろにしていいということではないと私自身は思います。

あと、先ほど小澤先生、太田委員もおっしゃっていましたが、建設 DX ということに関しては必須の条項だと思っています。これまでの積算システムの延長線上に現状民間が見ている建設 DX はないです。基本的には AI を投入していくというのは当然のことです。その確認の中で、システムだけでなく AI の力をどう借りていくのか。人間が足りないから省力化して確認できることを小さくしていいということではなくて、人の力ではなく AI の力を借りることで、確認しなければいけないこと、検討しなければいけないことを全て人手を使わずに検討する、確認するというのが今世界中で当然のやり方です。これは民間であれ公共であれ、同じように考えるべきだろうと思います。その AI の利用ということに関しましても、例えば個人情報確認におきましては、デジ庁との連携というところから確認するという方策は本当はないのでしょうか。そういったことも横断的に考えていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

先ほど松戸市さんから農水省の発注のお話がありましたけれども、我々、発注者支援業務を受けるときには、そのほかにも文科省の発注とか、外務省、防衛といったところからの発注もごございますので、法律の施行である以上、省庁が分断されないようにしていただきたいというのも併せて申し上げておきます。

以上でございます。

○小澤座長 どうもありがとうございます。

まだご発言いただいていない方。

○岩田委員 親方要らんようになるなみたいな感想なのですが、行き渡りの部分で土木の資料を見させていただいて、なるほどなと思って。この工事に元請さんと参画する場合に、例えば当社目線でいうと、入札以前にうちは施工ができないなど。それはなぜかといいますと、ベースが設計労務単価 100%、設計労務単価に対して何%かということですので、建築も土木もやっている企業だと、建築は時価相場ですので、どうしても低くなってしまいうわけです。地方に行けば、いろいろな元請さん、いろいろな職種、もっと大きく言うと、鉄筋だけではなくて、繁閑の時期の違う内装もやらなければいけないとか、そういう方向にこれから進んでいくと思うのですけれども、その際に、民間工事においては、CCUS

ですらタッチしたらお金がかかるから置かないんだという地場の会社もある。一ここにおられる方は違いますよ。でも、現実はそのなんですよ。ですので、地方に行けば、仕事がないから下げるという行為が当たり前になっているわけです。そのようなエリアや時期には、公共だけでなく、民間工事もやらないと食っていけない。

民間工事は、総価一式で決まるので、逆算すると設計労務単価にも満たないわけです。そういうことを考えますと、民間と土木の割合が何%か、元請けによってもベース単価も違いますし、請ける施工単価も様々ですので、公共工事と民間工事の割合により、設計労務単価から相当低くなるケースも出てくるわけです。ですので、民間工事、公共工事ともに設計労務単価が請負のベースであるということが整理されて、それが全て整ったらこういうやり方ができるのかなと思いますので、制度設計をされる場合には、そこをぜひとも留意していただきたいと思います。

このようなことから、私は発注者と受注者、双方が請負で払ったお金に対する納得ということがベースだと思います。システムをこねくり回して、いろいろなことをやるとか、AI でそれを評価していくというのも莫大なコストと時間がかかりますので、その間に、賃上げして人を採るんだという企業が潰れないようにしていただきたい。それが大前提であるということをご理解いただいて制度設計をしていっていただきたいなと思います。

14 ページのところを先ほど荒木委員もおっしゃっておられたと思うのですが、労務費は官積算 100%となっていることから、この水準を確保することを目安とするが、省人化、効率化などの表現もあり、非常にぼやけた感じになっています。これは請負ということで、こういう表現をされているのだと思うのですが、この省人化、効率化という表現に関しては、生産性の向上によりという理解でいいでしょうか？。これが労務賃金ということであれば、それはちょっと分けて言っていたらかないと、設計労務単価が 100%支払われるということにはならない理由になってしまうので相反しているなと思います。これから検討していく上での留意点にさせていただければと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

事務局、大丈夫でしょうか。

○石井補佐 全般として今議論があった中で、特に土木と建築の違いをどう捉えるのかという話があったと思っています。今回議論しているもの全体としては当然建設業法であって、土木法、建築法ではなくて全体としての建設業であると理解しています。一方で、こ

れまでの特に建築のご指摘というのは、今、発注についても受注側についても市場単価を使って発注している、それが労務費の内訳が見えないということが根底に、いろいろなところに諸課題があると思っています。なので、内訳書についても、施行としては当然土木も建築もゴールとして目指すべきところは同じということだとは思いますが、施行していくスピードだとか、どのような協力をしていただくとか、あるいは 12 月からの運用とか、そういうところに関しては、当然、土木、建築の違いも留意しながら進めていく、そういうことかなと事務局としては理解しているところであります。

○高橋室長 特に丸山委員からのご指摘ですが、今のやり方でのゴールを見据えていないのではないか、特に出口でどういったことをやるのか、もう少し事務局として考え方を整理して委員の皆様にお示ししないと総論と各論がうまくつなぎ合わないのではないかといいご指摘だったと理解します。特に出口戦略をどうしていくかということところは重要だと思いますので、整理をさせていただきたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○青木委員 住宅生産団体連合会の青木と申します。

住宅ですので、今回の公共工事に関してほとんどお話しさせていただくことはないのですけれども、ただ、今全体のお話を伺っていると、今回の公共という切り口と、もう一つは民間という切り口、さらに公共の中でも、今ありました土木と建築の違いというふういろいろなものが入っていると思います。住宅からしてみますと、民間の建築の中のさらにその中の住宅というふうにもまたさらに細かいものがある、全くやり方が違ってくると思っております。

9 ページ目にありますロードマップ、これは公共ということだと思っておりますが、ここまでのいろいろなことがばらばらだということが分かってくれば、ロードマップとして、今申し上げたような、まずは公共、民間、さらに建築、土木、さらには建築の中の住宅、それぞれをどのような形でロードマップに落とし込んでいくかをまとめたものをご提示いただいたほうがよろしいかと思っております。それによっては、例えば法施行が今年の 12 月となっても、全く手つかずの部分も出てくるのではないかとということが明確になってくると思っておりますし、もしそうであれば、遅くなる部分はどこから実際に運用していくのかということも見えてくるのではないかとと思っておりますので、できましたら全体を見たロードマップをまたご提示いただけたらありがたいなと思っておりました。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

ないようでしたら、事務局、いかがでしょう。

○宮沢参事官 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりで、同じ建設業として議論しておりますけれども、個々に事情は違うと思います。先ほどから「公共が率先してやるべきだ」というお話もありましたし、公共と民間で違うというのはそうでしょうし、民間の中でも戸建て住宅とそれ以外でまた違うというのがあると思いますので、そうした全体像が分かるように。また、将来像、ゴールが分からないというお話もありましたので、ゴールが分かるようにした上で、それぞれの違いでどういうロードマップになっていくのか、これをまた我々のほうでもたたき台的につくって、皆さんがご議論できるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。一通りご意見を頂いたのですかね。

(2) 職種別意見交換の実施状況について

○小澤座長 それでは、次の議事に移らせていただきます。「職種別意見交換の実施状況について」ということで、資料3の説明をよろしくをお願いします。

○松田室長 建設振興課の松田でございます。資料3をご覧くださいと思います。

前回からこれまでの間に職種別意見交換を、さらに範囲を広げまして行ってまいりました。具体的には資料の2ページ目からご覧くださいと思います。これまで鉄筋、型枠、住宅ということで先行して行ってまいりましたが、これまでの間に、左官、電工、塗装、とび、内装ということで第1回の職種別意見交換をキックオフしているところでございます。また今後、空調衛生、土工、屋根、鉄骨、解体などにも広げていこうということでございまして、ご参加いただきました団体は以下のとおりでございます。

具体的に出たご意見をご紹介させていただきたいと思います。3ページ目でございます。

まず、労務費の基準の作成の部分でございますが、基本的に前回お示した資料から追加したところに下線を引っ張っておりますので、そこを中心にご紹介したいと思います。

全体的な方針については各職種の意見交換の場でも確認しているということを前提にし

つつ、まず「公共工事に適用されている歩掛の有無と労務費の基準を設定する規格・仕様との関係」という部分で、最初の下線を引いているポツのところでございますが、土木での作業があまり想定されない職種の場合は、無理に土木の基準をつくるよりは、建築の基準を参考に運用するほうがいいのではないかという話ですとか、先ほど来、建築と土木の違いという議論もこの中でされておりましたけれども、民間発注工事中心の職種の場合は、我々は今、公共工事で積算頻度とか積算金額とかをベースに汎用的な歩掛を選ぼうという議論をしておりますけれども、必ずしも公共で頻度が高いものを考えるよりは、民間工事の実態をよく踏まえたほうがいいのではないかというようなご意見もございます。それから、汎用性の高い作業内容の公的な歩掛がない場合に、こういったデータを使い得るのかをよく検討する必要があるだろうというのがご意見でございます。

4 ページ目でございます。作成に当たっての留意点の部分でございますが、これは前回の資料にも入っていたものと類似しますけれども、最初の下線部分でございますが、最終的な目的を考えると、しっかりした処遇確保につながるような労務費の基準にしていくべきという意見が出されているということ。それから、「とび工のように」とありますが、様々な業務内容がある職種については、その分類については、業界の実態をよく聞きながら設定していく必要があるだろうということ。それから、次の下線部ですけれども、材料、新築・改良、求める質などで歩掛が大きく変わるということがございますので、様々な実態を考慮できるような労務費の基準とする必要がある。それから、これは細分化の話ですけれども、内装として例えばボード、床シート、クロス作業みたいにいるいろいろある中で、細分化しないということを前提にしつつも、作業内容として明らかに違うところはきちんと設定する必要があるのではないかというお話。それから、多能工の場合は、作業によってどの設計労務単価を使うのかというのが変わる可能性があるので、その辺の運用の整理も必要だろうということをおっしゃっております。

続いて5 ページ目でございます。今回追加した職種については比較的建築に関わりがあるところが多かったので、住宅との関係ということでございますけれども、建築物と戸建て住宅では歩掛が全く異なるので、分けて考えてほしいというのが共通的な意見だったかと思っております。

続いて6 ページ目をご覧くださいと思います。実効性確保の部分でございます。先ほど議論に出ておりましたが、最初の下線部のところですが、今までずっと材工一体でやっていた業界の中で材工分離を隅々まで浸透させるのは大変なのだけれども、や

はりやらなければいけないよねということで、きちんとコミットされているのかなと思っています。また、次の下線部ですけれども、見積書の様式は事業者ごとに異なるというのが現状で、できるだけ負担なくできるような方向であるといいということですか、一人の職人さんが小さい工事を請け負う業態の場合には、詳細な見積りを作成するというのは現実的には難しい部分もあるということで、簡略版の見積書が必要だろうというご意見があります。

最後、7 ページ目でございます。必要経費の部分でございます。特に市場単価の中には経費が入っているものもあるということで、労務単価とかを示していった場合に、必要経費が入っていると誤解されることが多いということがご意見としてございました。ですので、必要経費は含まない、今回示していく労務費の基準に必要経費は別にあるということをご意見をきちんとしてほしいというお話ですとか、その他の必要経費としては、安全衛生経費について、大手では認識されているけれども、地場の中小では浸透していないということで、理解を深めていく必要があると。それは法定福利費も同じですというようなご意見。それから、安値受注する者が有利になってはいけないというところもあって、そういうところがあると必要経費も確保されないということで、よく配慮してほしいというお話がありました。

最後、見積書と価格転嫁の関係ということで、見積りから実際の発注までの間が空く場合もあるということで、今日も時間差の話がありましたけれども、特に設備工事みたいな後工程のところは、見積り時点と実際に着工する時点で相当変わっている部分があるので、しっかりと価格転嫁しないといけないというところは強く主張しておられました。それから、特別に頑張って生産性を上げた結果、次の契約のときに「前回これでできたよね」みたいなことで発射台が厳しくなっていくというのはないように配慮してほしいというご意見がございました。

8 ページ目、9 ページ目は参考で、職種別意見交換の中で各団体さんにお示ししている資料をご覧いただきたいと思いますが、8 ページ目は労務費の基準の全体的な方針として、一般事項と各職種別に個別の事項を考えましょうというものになっています。9 ページ目が、具体的に労務費の基準というものを世の中に出していくときの示し方のイメージということで、単にこの職種のこの工事は幾らということではなくて、その計算過程も示しましょうですとか、欄外にいろいろ補足情報が書いてありますけれども、どういう条件でこの計算がされたのかというのもできるだけ書き込みましょうということで、ここにどれだ

け書き込んでいけるのかというのを個別具体的に議論しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

時間も来てしまっているのですが、もしご質問、ご意見がございましたら、1つ、2つお受けしたいと思いますが。——よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

本日も皆様方からたくさんの闊達なご意見を頂きました。どうもありがとうございます。本日の内容につきましては、中身の検討をするために、もう少し具体的な、突っ込んだ議論を進める必要があると感じているところでございます。

次回については既に日程調整をさせていただいているところでございますが、第4回、第5回でさらなる議論が必要な出口の部分ですかね、「労務費・賃金の支払い」の議論の部分と、本日議論していただいた内容について、再度深い議論をさせていただくのがいいのではないかと感じているところでございます。

事務局においては、特に公共工事における「出口」の実効性確保について、目指すイメージが分かりやすく理解していただけるように、資料を用意していただくのが必要かなと感じています。次回について、再度非公開で行うか、公開で行うかについては、事務局と検討させていただいた上で皆様にお知らせさせていただければと思います。

それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

4. 閉 会

○栗山推進官 ありがとうございます。

最後に国土交通省側から発言ございますでしょうか。

○宮沢参事官 国土交通省の宮沢でございます。本日は年度末のお忙しい中、活発なご議論をいただき、また、松戸市の毛利様には資料もご用意いただき、ありがとうございます。

最後にコメント的に3点申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども、多くの皆様から公共工事とほかのものを分けて、また公共工事が率先して引っ張っていくようにというふうなお話がありました。少しそう

いった分けたイメージを我々もつくっていきたいと思いますし、その中で、公共工事が率先するにしても、事務負担をどうするのか、そうならないようにデジタルを活用するとか、AI とかいうお話もございましたし、スピード感というお話もございました。そういったことも含めて、全体的なゴールをちゃんと見据えつつ、一方で皆さんから「段階的にできることからやりましょう」というお話もありましたので、ゴールを見据えつつ、段階的にやるべきことをどうしていくのか、そういったことが議論できるようにしていきたいと思っております。これが1点目です。

また、2点目、最後に座長からもおっしゃっていただきましたけれども、まだまだ議論が足りないところがあると思います。その部分を皆さんでちゃんと議論できるように、我々としても深い議論ができるような資料の準備をしまいたいと思いますので、また業界団体も含めまして皆様からいろいろなご提案などを頂ければありがたいと思っております。これが2点目でございます。

最後3点目でございますけれども、冒頭、局長からも申し上げましたけれども、この会の総意は、担い手を確保していくということだと思います。先ほど土志田委員から「小手先じゃ駄目だ」というお話がございましたけれども、ここのメンバー、担い手をしっかり確保するという思いは全員一致していると私は思っておりますので、それに向けてどういった取組があるか、小手先にならないような、将来像を見据えた取組をしていけるように議論できればと思いますので、その資料準備についても我々しっかりやっていきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○栗山推進官 それでは、本日はこれもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠にありがとうございました。

午後0時04分 閉会